

(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討及び見直し

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」で定める地域区分を確認した上で事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価を実施しながら、十分な時間をかけて関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 環境保全措置

環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 累積的な影響

対象事業実施区域及びその周辺には、既存及び計画中的風力発電事業が多数存在することから、これら事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実

施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなど、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音、風車の影

対象事業実施区域周辺には、住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から十分離隔すること。

(2) 水環境

対象事業実施区域及びその周辺には、農業用水の取水源となっている大畑川等の複数の河川が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、水質に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえること。

(3) 動物

ア コウモリ類への重大な影響を回避又は極力低減するため、専門家等からのヒアリング結果を十分踏まえた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。また、風力発電設備の設置に当たっては、谷内を利用する飛翔生物に配慮し、樹林から可能な限り離隔すること。

イ コウモリ類の調査について、事業実施区域の北西側に調査地点が設定されておらず、生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、北西側に調査地点を追加すること。

ウ 小型哺乳類を対象としたトラップ調査においては、哺乳類相を適切に把握できるよう、少なくとも連続二晩以上とすること。

エ 一般鳥類の調査（ポイントセンサス法）について、対象事業実施区域の北西側に調査地点が設定されておらず、生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、北西側に調査地点を追加すること。

オ 対象事業実施区域及びその周辺は、オジロワシ、クマタカ、オオワシなどの希少猛きん類の生息地及びガン、ハクチョウ類などの渡り鳥の移動経路となっている。事業の実施により、これらの鳥類の生息環境及び移動経路に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、複数の専門家から生態特性等を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

カ 希少猛きん類の調査について、対象事業実施区域の北側に調査地点が設定されておらず、生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、北側に調査地点を追加すること。

(4) 植物

対象事業実施区域の北西部は、特定植物群落「燧岳山腹ブナ群落」を多く含むことに加え植生自然度9の自然林が大部分を占めていることから、風力発電設備の配置に当たっては、北西部への設置は極力回避するとともに、適切な現地調査を行い、調査結果及び予測・評価結果をもとに、植生に重大な影響を及ぼすおそれのないよう検討すること。

(5) 景観

対象事業実施区域周辺には、燧岳や青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である奥薬研溪谷等の主要な眺望点が多く存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、現地調査により眺望の特性等を把握した上で、これら眺望点からのフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、奥薬研修景公園、東北自然歩道等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。工事用資材等の搬出入ルートとこれら活動の場へのアクセスルートが重なることにより、当該活動の場へのアクセスに影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(7) その他

ア 対象事業実施区域は、大部分が水源かん養保安林となっており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、その機能低下を招かないように、同区域から保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や、工事用資材の搬出ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分に配慮すること。

イ 対象事業実施区域の北西部は、大西股沢に向かって急斜面になっており、風力発電設備の設置等により、土地の安定性に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び山腹崩壊危険地区が存在しており、事業実施に伴う土地の改変等により、土砂災害を誘発するおそれがあることから、土地の崩落又は流出の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること。